（私立学校法施行規則の一部改正）

第七条　私立学校法施行規則（昭和二十五年文部省令第十二号）の一部を次のように改正する。

本則中「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。

第一条を削る。

第二条中「法」を「私立学校法（以下「法」という。）」に、「文部省告示」を「文部科学省告示」に改め、同条を第一条とする。

第三条を第二条とする。

第三条の二を第三条とする。

第三条の三第一項中「第三条第一項」を「第二条第一項」に改め、同条を第三条の二とする。

第四条第二項中「第三条第一項第二号」を「第二条第一項第二号」に改め、同条第三項中「第三条第二項第一号から第三号まで」を「第二条第二項第一号から第三号まで」に改め、同条第四項中「第三条第一項第二号」を「第二条第一項第二号」に改め、同条第五項中「第三条第一項第二号」を「第二条第一項第二号」に、「第四条第三項第一号」を「第三項第一号」に、「第三条第二項第二号」を「第二条第二項第二号」に改め、同条第六項中「第三条第二項第一号から第三号まで」を「第二条第二項第一号から第三号まで」に、「第三条第二項第二号」を「第二条第二項第二号」に改め、同条第七項中「第三条第二項第一号から第三号まで」を「第二条第二項第一号から第三号まで」に、「第三条第二項第二号」を「第二条第二項第二号」に改め、同条第八項中「第三条の二」を「第三条」に改め、同条第九項中「第三条第二項第一号」を「第二条第二項第一号」に改め、同条第十項中「第三条第二項第一号」を「第二条第二項第一号」に改め、同条第十一項中「第三条第二項第一号から第三号まで」を「第二条第二項第一号から第三号まで」に、「第三条第二項第二号」を「第二条第二項第二号」に改める。

第六条第七号中「第三条第二項第一号から第三号まで」を「第二条第二項第一号から第三号まで」に改め、同条第八号中「第三条第一項第四号」を「第二条第一項第四号」に改める。

第八条中「第三条第三項から第五項まで」を「第二条第三項から第五項まで」に、「、第三条第三項」を「、第二条第三項」に改める。

第九条第二項中「第三条第一項第二号」を「第二条第一項第二号」に改め、同条第三項中「第三条第二項第一号から第三号まで」を「第二条第二項第一号から第三号まで」に、「第三条第六項第一号」を「第二条第六項第一号」に改める。

第十条中「第三条第二項第一号から第三号まで」を「第二条第二項第一号から第三号まで」に、「第三条第二項第六号」を「第二条第二項第六号」に改め、同条第四項中「第三条の二」を「第三条」に改め、同条第五項中「第三条第一項第四号」を「第二条第一項第四号」に、「第三条第二項第五号」を「第二条第二項第五号」に改め、第八項を第六項とする。

第九条の二第一項中「第三条、第三条の三から第六条まで」を「第二条、第三条の二から第六条まで」に改める。

第十三条第四項中「第三条第一項第四号」を「第二条第一項第四号」に改める。

（図書館法施行規則の一部改正）

第八条　図書館法施行規則（昭和二十五年文部省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

本則中「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。

（国宝又は重要文化財指定書規則の一部改正）

第九条　国宝又は重要文化財指定書規則（昭和二十五年文化財保護委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「文部省」を「文部科学省」に、「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。

別表第三中「文部省」を「文部科学省」に、「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。

（文化功労者年金法施行規則の一部改正）

第十条　文化功労者年金法施行規則（昭和二十六年文部省令第九号）の一部を次のように改正する。

「文部大臣」を「文部科学大臣」に、「郵政大臣」を「総務大臣」に改める。

第一条中「第七条」を「第二条」に改める。

（社会教育主事講習等規程の一部改正）

第十一条　社会教育主事講習等規程（昭和二十六年文部省令第十二号）の一部を次のように改正する。

本則中「文部省令」を「文部科学省令」に、「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。

（大学入学資格検定規程の一部改正）

第十二条　大学入学資格検定規程（昭和二十六年文部省令第十三号）の一部を次のように改正する。

本則中「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。

別記第一号様式中「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。

別記第三号様式、別記第四号様式、別記第五号様式及び別記第六号様式中「文部省」を「文部科学省」に改める。

（民間学術研究機関の助成に関する法律施行規則の一部改正）

第十三条　民間学術研究機関の助成に関する法律施行規則（昭和二十六年文部省令第二十号）の一部を次のように改正する。

本則中「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。

別表第一号様式、別表第五号様式及び別表第六号様式中「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。

（学校基本調査規則の一部改正）

第十四条　学校基本調査規則（昭和二十七年文部省令第四号）の一部を次のように改正する。

本則中「文部大臣」を「文部科学大臣」に、「文部省令」を「文部科学省令」に改める。

（学校保健統計調査規則の一部改正）

第十五条　学校保健統計調査規則（昭和二十七年文部省令第五号）の一部を次のように改正する。

本則中「文部大臣」を「文部科学大臣」に、「文部省令」を「文部科学省令」に改める。

（学位規則の一部改正）

第十六条　学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）の一部を次のように改正する。

本則中「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。

（学校教員統計調査規則の一部改正）

第十七条　学校教員統計調査規則（昭和二十八年文部省令第十二号）の一部を次のように改正する。

本則中「文部大臣」を「文部科学大臣」に、「文部省令」を「文部科学省令」に改める。

第三条第二項中「第七条第二項」の下に「及び第三項」を加える。

（私立学校教職員共済法施行規則の一部改正）

第十八条　私立学校教職員共済法施行規則（昭和二十八年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十四条の二」を「第三十四条の二の二」に改める。

本則中「命令」を「厚生労働省令」に、「文部省令」を「文部科学省令」に、「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。

第四条の七第一項中「厚生省令」を「厚生労働省令」に改め、同条第八項中「第四十四条の四第六項」を「第四十四条ノ四第六項」に改める。

附則第五項及び第八項中「文部省令」を「文部科学省令」に改める。

様式第十二号中「文部省」を「文部科学省」に、「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。

（学校図書館司書教諭講習規程）

第十九条　学校図書館司書教諭講習規程（昭和二十九年文部省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項及び第六条中「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。

（教育映画等審査規程の一部改正）

第二十条　教育映画等審査規程（昭和二十九年文部省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

本則中「文部大臣」を「文部科学大臣」に、「文部省」を「文部科学省」に改める。

第三条中「生涯学習審議会」を「学識経験者」に改める。

（学校給食法施行規則の一部改正）

第二十一条　学校給食法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。

第二条の三第二項中「文部省令」を「文部科学省令」に、「行なう」を「行う」に改める。

（教育職員免許法施行規則の一部改正）

第二十二条　教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

本則（第一条の二、第六条、第十条の四及び第六十一条の二を除く。）中「文部大臣」を「文部科学大臣」に、「文部省令」を「文部科学省令」に改める。

第七十五条中「総務庁設置法第四条第五十一号」を「内閣府設置法第四条第一項第十三号」に改める。

附則第十七項及び第二十二項中「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。

附則第二十三項中「文部省令」を「文部科学省令」に改める。

附則第二十九項中「文部大臣」を「文部科学大臣」に、「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

附則第三十三項中「文部省令」を「文部科学省令」に改める。

（教育職員免許法施行法施行規則の一部改正）

第二十三条　教育職員免許法施行法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第四条各号列記以外の部分及び第四条の二中「文部省令」を「文部科学省令」に改める。